

## トンネルじん肺根絶と被害者救済に関する関係機関への提言等

### 厚生労働省への政策提言（社会部所管）：平成13年12月

#### 「粉じん作業に係る健康管理手帳の交付要件の緩和について」

粉じん作業に伴い生ずるじん肺は、根本的な治療が不可能な疾病であり、離職し粉じんを吸い込まなくなった後も症状が進行する状況にあります。

については、離職者の健康管理の徹底を期するため、粉じん作業に従事したものの全員に健康管理手帳を交付し、じん肺健康診断を年1回、国の負担において受診できる制度とするよう提言します。

### 平成15年度国土交通省関係施策に係る政策提言（土木部所管）：平成15年4月

#### 「ずい道等建設工事における粉じん対策について」

ずい道等建設工事における粉じん対策は、関係団体や施工者の自主的な取り組みによる施工技術や換気技術の進歩により、じん肺新規所見者の発生が大幅に減っている一方で、トンネルじん肺被害者の迅速な救済処置が必要と考えられます。

このため、裁判によらないで補償が可能となるよう、ADRと補償基金制度の創設を提案します。

### 国土交通省への要請（土木部所管）：平成16年12月

#### 「じん肺補償基金（仮称）創設に関する要請書」

トンネル工事で発生したじん肺については、今までの裁判により施工企業の責任が明確になっている。じん肺患者の早期救済のためには、裁判を提訴せず、補償がされる仕組みとして、次の制度の創設について、国が中心となって取り組まれるよう要請する。

- 1 補償金の原資とするため、施工企業が拠出する「トンネルじん肺補償基金」の創設
- 2 補償のための職歴認定をおこなう、国、有識者、関係団体等が参加する、公正、中立な決定機関（ADR）の創設

## 厚生労働省への要請（土木部所管）：平成18年7月

### 「じん肺根絶のための施策確立に関する要請書」

本日、東京地方裁判所において、トンネルじん肺発生の原因は、国が規制権限を行使せず、防止対策を怠ったことが原因とする、司法として初めての判断が示されました。併せて、発注者として国に安全配慮義務違反にも言及した判決となっています。

信州、長野県としては、一日も早くじん肺が根絶されるよう、下記のとおり強く要請します。

- 1 本日晒された司法の判断に基づいて、速やかに原告を救済する手だてを講ずること。
- 2 すべてのトンネル工事現場において、今後二度とじん肺が発生しないよう、万全な防止対策を早急に確立すること。
- 3 じん肺患者が裁判を行うことなく簡易・迅速に補償が受けられるよう、ADR（職歴認定制度）、及び、じん肺補償基金の創設について、国の責任において喫緊に取り組むこと。

特にじん肺補償基金については、全国のすべての自治体、ならびに全国の建設関連企業が基金を拠出するよう制度化し、滞りない創設を図ること。